

# 栃木県被災者生活再建支援制度

栃木県危機管理課

## 1 概要

平成 24 年 5 月に発生した竜巻災害において、他県では被災者生活再建支援法に適用されるなか、本県では要件を満たすことができず、同一災害によっても被災者生活再建支援法に適用されなかった。

そこで、自然災害が発生した際、被災者生活再建支援法が適用されない区域の自然災害で、「オールとちぎ」による、被災者への生活再建に係る支援を行うことを目的に平成 25 年 4 月に創設した。

## 2 運用

- ① 運用機関：(公財) 栃木県市町村振興協会
- ② 基 金：2 億円 (県、市町各 1 / 2 負担)

## 3 対象災害

住宅全壊・大規模半壊等 1 世帯以上の被災があり、国の支援制度の適用を受けていない災害

※ 被災者生活再建支援法の適用要件

- ・ 10 世帯以上の住宅全壊の市町村
- ・ 100 世帯以上の住宅全壊の都道府県 等

## 4 支援内容

( ) は単数世帯 ※1

基礎支援金		加算支援金		合 計
被害程度	支給額	再建方法 ※2	支給額	
全壊	100 万円 ( 75 万円)	建築・購入	200 万円 (150 万円)	300 万円 (225 万円)
半壊解体・敷地被害解体		補 修	100 万円 ( 75 万円)	200 万円 (150 万円)
長期避難		賃 借	50 万円 ( 37.5 万円)	150 万円 (112.5 万円)
大規模半壊	50 万円 ( 37.5 万円)	建築・購入	200 万円 (150 万円)	250 万円 (187.5 万円)
		補 修	100 万円 ( 75 万円)	150 万円 (112.5 万円)
		賃 借	50 万円 ( 37.5 万円)	100 万円 ( 75 万円)

※1 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が 1 である被災世帯をいう。

※2 再建方法について、2 以上の該当がある場合は、表の定める額のうち最も高いものとする。

※3 支援内容は国と同様